

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）」等に対する意見公募手続の結果について

令和7年2月19日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）」等について意見公募手続を実施しました。
お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。
今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年12月10日（金）～令和7年1月10日（金）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数等

(1) 提出意見数：8件

(2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方：「3. 提出意見の概要及びそれに対する考え方」のとおり

(3) 意見募集を実施した際からの変更点：下表のとおり。他、体裁等技術的な修正を加えております。

| 修正箇所 | 修正案 | 元案 |
|-------|--|---|
| 別紙 P8 | <p>②</p> <p>ロ <u>乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品については、ボタンや車輪等の乳幼児の遊戯用と認められる機能を有するものは、乳幼児用玩具として規制の対象とする。ただし、デザインの一環として動物、キャラクター等のマスコット、ぬいぐるみ等が用いられているだけであって、他の用途に使用されるものであることが明らかなものについては、規制の対象とはしない。</u></p> | <p>②</p> <p>ロ <u>乳幼児用玩具とされる部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品については、乳幼児用玩具以外の機能があることをもって規制の対象から除外するのではなく、乳幼児用玩具としての用途が認められる以上は、乳幼児用玩具として規制の対象とする。</u></p> |
| 別紙 P8 | <p>③次に掲げるものは、家庭において子供の遊戯に使用されることはあり得るが、<u>出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計されることが想定されないものである。ただし、次に掲げる製品に該当する製品であっても、構造等から出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うものは、規制の対象とする。</u></p> | <p>③次に掲げるものは、家庭において子供の遊戯に使用されることはあり得るが、<u>出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計されることが想定されないものである。ただし、次に掲げる製品に該当する製品であっても、出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うものは、規制の対象とする。なお、乳幼児とは、一般的及び平均的な生育状況の乳幼児を指すものとする。</u></p> |
| 別紙 P9 | <p>④次に掲げるものは、家庭において出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、<u>その使用目的、構造等から、ほかの安全性に係る確認をする方が適当であると考えられるため、規制の対象とはしない。</u></p> | <p>④次に掲げるものは、家庭において出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、<u>その使用目的、構造等から、ほかの安全性に係る規格等によって安全性を確認する方が適当であると考えられることから、規制の対象とはしない。</u></p> |
| 別紙 P9 | <p>⑤次に掲げるものは、家庭において出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、<u>その使用目的、構造等から、規制</u></p> | <p>⑤次に掲げるものは、家庭において出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、<u>その使用目的、構造等から、規制</u></p> |

| | | |
|--------|--|---|
| | の対象としない。 | の対象としない。 <u>ただし、次に掲げる製品に該当する製品であっても、出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うものは、規制の対象とする。</u> |
| 別紙 P10 | <u>ト 靴、帽子、マフラーその他衣類（実用的な用途よりもむしろ行事、イベント等において仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）</u> | <u>ト 衣類（物語の登場人物等になりきる、又は大人のまねごとをして遊ぶ等のために身に着ける仮装用衣装、パペット人形、リュック型玩具その他の遊びに用いられるものは、衣類とはいえ、規制の対象とする。）</u> |
| 別紙 P10 | ③ <u>チ 出生後36月以上の一般消費者が使用することを目的として設計された模型キット、手工芸品、人形、ぬいぐるみ、バルーン、ペンライト、ストラップ、スタンプ等</u> | ⑤ <u>ト キーホルダーその他の鍵等を束ねるために使用するもの（鍵等を束ねるためのものと認められる部品（材質を問わない）があるものに限る。なお、当該部品を容易に取り外せるものは、規制の対象とする。）</u> |
| 別紙 P11 | （1）合理的な根拠に基づくものであること 「合理的な根拠に基づくものであること」とは、子供の身体的・精神的発達の程度、興味・関心の程度及び行動様式に応じて製品の対象年齢が適切に設定されていることをいう。 例えば、乳幼児用玩具については、上記の考え方を踏まえて、対象年齢に関するガイドラインとしてISO/TR 8124-8:2024、 <u>N° 11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER</u> 又は <u>ASTM F963-23 Annex A1</u> などがあり、事業者は、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づくものと説明することができる。 <u>なお、ISO/TR 8124-8:2024は、使用開始の最少年齢に関するガイドラインであることから、ある特定の玩具カ</u> | ① 「合理的な根拠に基づくものであること」とは、子供の身体的・精神的発達の程度、興味・関心の程度及び行動様式に応じて製品の対象年齢が適切に設定されていることをいう。 例えば、乳幼児用玩具については、ISO/TR 8124-8、 <u>CEN CR14379</u> 又は <u>ASTM F963 Annex A1</u> に沿った対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づいていることとする。 |

| | | |
|--------|---|------|
| | <p><u>テゴリーに対して言及される開始年齢が、そのカテゴリーに属する全ての玩具の適正な年齢でなければいけないことを意味するものではなく、ピースの数、寸法、詳細さ及び実物性の水準、特定の玩具の特定の機能によって、対象年齢を変更する／上げることが可能であるとされている。</u></p> | |
| 別紙 P12 | <p>(3) 乳幼児に絡まる可能性のあるひも</p> <p>別表第2の2中、以下の要素における「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、合理的に予測可能な使用中に、過度の又は複雑な操作なしに、そのひもをもつれさせ「絡まってできる輪」¹や「引き結び」²を形成させる可能性のある付属物、「固定された輪」³、結び目、又は類似の特徴が付いているひも^{4, 5, 6, 7}をいう。また、「乳幼児に絡まる可能性のないひも」とは、「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」に該当しないひもをいう。</p> <p>(該当する要素)</p> <p>①「出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの(引つ張り玩具を除く。)であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの」</p> <p>②「出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの」</p> <p>(4) ベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも</p> <p>別表第2の2中「揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、揺りかご、ベビーベッド又は乳母車に取り付けるよう、又は壁や天井からベビーベッドの上に吊り下げることが意図した玩具のひもであつて、乳幼児の手の届かない範囲にあるように意図され</p> | (新設) |

たもので、ISO 8124-1:2022の4.11.2から4.11.8に適合しないものをいう。

¹「絡まってできる輪」とは、ひもがねじられるか、又はもつれて形成される輪をいう。

²「引き結び」とは、ひもを引っ張ると締まって周囲長が短くなる、ひもの中の輪をいう。

³「固定された輪」とは、ひもにある輪であって、その外周が、1つ又は複数の結び目、フック及びループ・ファスナー、バックル又は類似の留め具を含む永久的手段によって固定されているものをいう。

⁴ひもの長さは、玩具を固定し、ひもの軸に沿って、もう一方の端に、 (25 ± 2) Nの力を加える。ひもが玩具に取り付けられている点から、その端までの長さを、 ± 1 ミリメートルの精度で測定する。付属物がひもと同じ形状・形態の場合は、その部分もひも全体の一部として測定する。

⁵着脱具があるひもは、「着脱具分離試験」(注6参照)に従って試験したとき、複数の部品に分離し、部品が分離した後、継ぎ目の特性を変えことなく、また接合することができるものは、着脱具が外れた後、玩具に含まれている又は取り付けられている、いかなる「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」も含まれる。

⁶「着脱具分離試験」は、ひもの一方の端を固定し、着脱具が固定点と他端の間にくるようにして、ひもの軸に沿って、もう一方の端に (25 ± 2) Nの力を5秒をかけて均等に加え、さらに10秒間維持する。着脱具が分離するかどうかを観察する。

⁷2本以上の「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」が玩具の同じ位置に取り付けられている場合(例えば同じ固定点を使っている、又は同じところに縫い付けられている場合)、固定点から測定した時に最長となる2本のひもの長さの合計を、1本のひもの

| | | |
|--------|--|---|
| 別紙 P14 | <p>長さともみならず。</p> <p>(2) 乳幼児用玩具の表示の方法 <u>製品の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することを求めている。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。</u></p> <p>製品本体において、法第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定による子供用特定製品の表示（以下「<u>子供 P S C マーク</u>」という。）<u>だけを表示し、警告表示を容器包装に表示することもできる。</u></p> <p>また、容器包装がないなど、製品の表面及び容器包装の表面のいずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。</p> <p><u>子供 P S C マーク及び警告表示は、製品本体に表示すると、製品が使用される際にいつでも使用者又は保護者が容易に確認できることになるが、製品本体が容器包装で覆われれば、一般消費者が製品購入前に確認することは困難となる可能性があるため、製</u></p> | <p>(3) 乳幼児用玩具の表示の方法 <u>原則として、製品の表面の見やすい箇所に表示することを求めているが、製品本体が小さく、スペースがない等により、製品本体に表示することが困難なものについては、容器包装の表面の見やすい箇所に表示すること。この場合において、製品を入れる容器を有するときは当該容器に表示することとし、有さないときは包装に表示すること。なお、製品の容器包装とは、その製品を入れ、又は包むためだけに提供され、中身の製品と一体性を有するものをいう。このため、他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。</u></p> <p>製品本体において、法第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定による子供用特定製品の表示（以下「<u>PS 子供マーク</u>」という。）<u>を表示する面積は確保できるが、警告表示も併せて表示する面積は確保することが困難である場合は、一般消費者への分かりやすさを重視し、P S 子供マークだけを本体に表示し、警告表示を容器包装に表示することができる。</u></p> <p>また、容器包装がないなど、製品の表面及び容器包装の表面のいずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。</p> <p><u>PS 子供マーク及び警告表示は、製品本体への表示を原則とすることにより、製品が使用される際にいつでも使用者又は保護者が P S 子供マーク及び警告表示の内容を容易に確認できることになるが、製品本体が容器包装で覆われれば、一般消費者が製品購</u></p> |
|--------|--|---|

| | | |
|--------|--|---|
| | <p>品の購入前にも一般消費者が子供PSCマーク及び警告表示を確認できるようにすることが望ましく、<u>製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場での商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。</u>なお、店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合も同様とする。</p> | <p><u>入前に確認することは困難となる可能性があるため、製品の使用時に加えて、製品の購入前にも一般消費者がPS子供マーク及び警告表示を確認できるようにすることが望ましく、原則である製品本体への表示に加えて、容器包装、売り場での商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。</u>なお、店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合も同様とする。</p> |
| 別表 P67 | <p>1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。 ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 (4.1、4.2、4.5 から 4.19、4.21 から 4.28 及び 4.30 から 4.41 に限る。) <u>なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。</u></p> | <p>1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。 ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 (4.1、4.2、4.6 から 4.19、4.21 から 4.28 及び 4.30 から 4.40 に限る。)</p> |
| 別表 P68 | <p>10 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、<u>目視</u>により確認すること。</p> | <p>10 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、<u>目視及び触感</u>により確認すること。</p> |

3. 提出意見の概要及びそれに対する考え方

| 番号 | 提出意見 | 提出意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>●技術上の基準には、ISO EN ASTM の規格基準を明記してください。具体的には、ISO EN ASTM 各々の何年の規格基準（項目含め）正確に明記することに依り、製造事業者、輸入事業者、販売事業者の円滑で合理的なコミュニケーションが可能になります。</p> <p>誤った解釈の原因は、未然に防止する対応策を丁寧に講じることです。</p> <p>●上記の技術上の基準の運用は、相互の正しい解釈があって実現します。</p> <p>そのためにも、インフラの整備・支援が重要です。</p> <p>具体的には、ISO EN ASTM の技術基準、検査方法の解釈に誤りが起きないように何らかの支援策を要望します。</p> <p>●ST 基準は、国内で発生した事故の原因を究明して反映してきた安全基準です。</p> <p>社会の変化に伴う、また消費者の求める品質の変化に対応してきた認知度の高い安全基準なので国家基準（PSC マーク）に活かして欲しい。</p> | <p>特定製品の技術上の基準は、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）」（以下「技術基準省令」という。）別表1のとおり性能規定としてしています。その上で、その解釈を「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」（以下「解釈通達」という。）にてお示ししております。今般、子供用特定製品に追加した乳幼児用玩具については、御意見を踏まえ、ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23（4.1、4.2、4.5 から 4.19、4.21 から 4.28 及び 4.30 から 4.41 に限る。）に適合していれば、技術上の基準に適合するとの解釈をお示しすることにします。</p> <p>2つ目、3つ目の御意見につきましては、今後の検討に活用させていただきます。</p> |
| 2 | <p>1. 特定製品（13）乳幼児用玩具について</p> <p>” 5 次に掲げるものは、家庭において出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から、規制の対象としない。ただし、次に掲げる製品に該当する製品であっても、出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うものは、規制の対象とする。”</p> <p>「ホ キッチン用品、装飾用品、インテリア雑貨その他の居住に必要な生活雑貨」の定義に関する意見</p> <p>「ホ キッチン用品」の定義は非常に曖昧であり、一般的に調理や食</p> | <p>1. 特定製品（13）乳幼児用玩具について</p> <p>食器類（スプーン、フォーク、マグなど）は乳幼児用玩具には含みません。ただし、おままごと等の遊戯に使用するためにキッチン用品を模して作られた製品であって、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とします。</p> <p>この部分については、御意見を踏まえて修正いたします。</p> |

事の準備、後片付けに使用される道具や器具の総称と捉えられます。この定義では、乳幼児が使用する可能性のあるスプーン、フォーク、マグなども含まれることとなり、玩具とは異なる安全基準（例：欧州の EN14372）が適用されるべき製品まで規制対象に含まれてしまう可能性があります。

これらの製品は、乳幼児用玩具とは異なる安全基準に基づいて製造・販売されているものであり、本規制の対象とすることは適切ではありません。したがって、「ホ キッチン用品」については、乳幼児用食器として明確に区分され、別途安全基準が適用される製品は規制対象から除外することを明確化すべきと考えます。具体的には、EN14372 等の乳幼児向け食器の安全基準に準拠した製品は、本規制の対象外とすることを明記すべきです。

5. 表示の方法等 （3）乳幼児用玩具の表示の方法 について
国際規格との整合性を考慮した見直しを強く求めます。

現状、多くの海外規格（例：EN71 における CE マーク）では、製品本体ではなく、容器包装への表示が義務付けられています。これは、消費者が購入前に製品情報を確認できるようにすることを意図したものです。

貴省が国際標準を重んじて海外基準に準じた規格基準を導入したのであれば、表示に関しても海外基準に準じるべきと考えます。

特に、海外製品を輸入販売する事業者にとっては、製品本体への追加表示は大きな負担となります。樹脂製品の場合、金型への加工やプリントでの追加は、メーカーへの依頼が困難な上、コストも莫大になる可能性があります。また、食品衛生法に基づく再試験も必要となり、事業者の負担は非常に大きいものとなります。

表示方法について、事業者ごとに対応可否が異なる状況を踏まえ、

5. 表示の方法等 （3）乳幼児用玩具の表示の方法について
御意見を踏まえて修正いたします。

「困難なもの」として容器包装への表示を認める解釈も可能であると示唆されていますが、法の精神に鑑みれば、明確な規定を設ける必要があると考えます。

したがって、以下の2点を提案します。

表示場所は、製品本体だけでなく、容器包装への表示も認めるべきです。特に輸入製品に関しては、海外の表示義務に準拠した容器包装への表示を基本とし、本体への表示は可能な範囲で義務化する、というように柔軟な対応を認めるべきです。

表示方法の原則を容器包装への表示とした上で、製品本体への表示が難しい場合、容器包装への表示で足りることを明記すべきです。これにより、事業者の負担を軽減し、国際的な貿易を促進することができます。

2. まとめ

上記の意見をまとめると、以下の2点を強く要望します。

「ホ キッチン用品」の定義を明確化し、乳幼児向け食器として明確に区分され、別途安全基準が適用される製品は規制対象から除外すること。

表示義務について、国際規格（EN71 等）に準拠し、製品本体だけでなく、容器包装への表示も認めること。

これらの変更が、事業者の負担を軽減しつつ、乳幼児の安全を確保する上で不可欠であると信じております。

| | | |
|----------|--|--|
| <p>3</p> | <p>【意見1】 (1)該当箇所 「運用・解釈」(案)「別表」13. 乳幼児用玩具(67頁)の解釈欄の記載内容 (2)意見内容 「別表」の「13. 乳幼児用玩具」(67頁)の「解釈」欄に、「注書き」として、下記の記述を追加して頂きたい。 (注)技術基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断しうるものであることは前述したとおりである。(10頁「2. 検査の方式等 (1) 検査の方式」を参照)</p> <p>【意見2】 (1)該当箇所 「運用・解釈」(案)「別表」13. 乳幼児用玩具(68頁)の解釈欄に記載の文言 (2)意見内容 「また」以下の一文を削除するか、又は、「目視又は触感により確認すること」に修正として頂きたい。</p> <p>【意見3】 (1)該当箇所 「運用・解釈」(案) 3. 子供用特定製品の使用年齢基準(11頁) (2)意見内容 「例えば、乳幼児用玩具については、ISO/TR8124-8、CEN CR14379 又は ASTM F963 Annex1 に沿った対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づいていることとする。」の個所は、下記に修正をお願い致します。</p> | <p>【意見1～5】 御意見を踏まえて修正いたします。</p> |
|----------|--|--|

| | | |
|---|--|---|
| | <p>「なお、対象年齢は当該製品の全ての特徴を考慮に入れ個別に決められるものであるが、対象年齢に関し、法的拘束力の無いガイドラインとして ISO/TR8124-8、CEN CR14379 又は ASTM F963 Annex1 などがある。個々の製品の対象年齢の設定にあたっては、様々な要素の一つとしてこれらを参考にするのが有用である。」</p> <p>【意見 4】</p> <p>(1) 該当箇所 (3) 乳幼児用玩具の表示の方法 (14 頁)</p> <p>(2) 意見内容 玩具への注意の文言やマークの表示は、国際的に、製品又はパッケージに表示することが基本とされていますので、その主旨に沿った記載内容に修正して頂くようお願い致します。</p> <p>【意見 5 (参考)】</p> <p>(1) 該当箇所 施行規則第 7 条の 2 第 2 号の要件(「検査を定期的に行い」) 同第 21 条の 2・別表第 2 の 2 の「表示すべき文言」</p> <p>(2) 意見内容 施行規則第 7 条の 2 第 2 号の要件、同第 21 条の 2・別表第 2 の 2 の「表示すべき文言」につきましては、「運用・解釈」が必要になる可能性があるかと存じます。</p> | |
| 4 | <p>1. 全般についてのコメント</p> <p>新たに加わった乳幼児製品に関する規制についての具体的な考えをお示しいただいたことに感謝いたします。検討の当初から示されている通り、玩具のみではなく乳幼児の育児において使用する製品についても、使用上のリスクがあるために欧米では法的規制がかかっ</p> | <p>1. 全般についてのコメント 今後の検討に活用させていただきます。</p> |

ていながら国内においては規制がされていない製品が多数あります。それらについて、どう対応を進めていくのかについての方針をお示しいただくことが重要であり、今回ご提示いただいた運用と解釈は、今後の規制の拡大を踏まえてそれと首尾一貫した内容とすることが必要であると考えます。

この観点で、解釈の中において、「ほかの安全性に係る規格等によって安全性を確認する方が適当であると考えられることから、規制の対象とはしない。」との説明が、すでに対応済みであるとの誤解を与えないようにする必要があると考えます。

欧米においては、乳幼児の睡眠のための製品（ベビーベッド、バシネット、ベッドサイドスリーパーなど）、移動のための製品（ベビーカー、だっこひも、スリング等）、座るための製品（ハイチェア、乳幼児用いす他）などにおいて、窒息の他、指や腕・足・胴体の挟み込み、拘束具の絡み、転倒・転落による重篤な外傷、小部品の誤飲などの事故が起きており、国内においても同様のリスクが認められることから、これらの製品についても今後規制を行っていく必要があるものと考えております。特に、ベビーベッドがすでに特別特定製品として規制対象となっていながら、同等の機能で類似のリスクがある他の製品が規制から外れている事態は早く解消する必要があるものと考えます。

なお、規制（基準）を導入する際には、乳幼児の身体形状、生活環境、インフラ等の日本の個別事情を十分に考慮することが必要であり、関連する海外の基準内容がかならずしも適当ではないことを踏まえた検討を行う必要があると考えます。

2. 解釈通達についてのコメント

2. 解釈通達についてのコメント

○1 ページ後段 (2) 乗車用ヘルメット

(コメント)

参照されている国内外の基準に「SG 基準 (SG Standard)」を加えてください。

(理由)

「SG 基準」は、1975 年の消安法制定により強制規格を補う自主的安全基準の一つとして定められたもので、学識経験者、消費者団体、行政関係者、検査協会らが参画した基準作成・改正委員会において制定されています。乗車用ヘルメット用の SG 基準は、JIS の乗車用ヘルメットの作成と連携してほぼ同時に作成されています。表示等においては JIS よりも具体的な要件があり JIS 以上に高い安全性を要求したものとなっており、市場において多くの製品が SG 基準に基づく SG マークの認証を取得しています。

SG 基準は SNELL 規格とは同等以上のものであり、民間の任意の基準である SNELL 規格を明記するのなら、当然、SG 基準も含めるべきと考えます。

○2 ページ (3) 乳幼児用ベッド

(コメント)

(1) イ 「シートを取り外して乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる乳母車、シートを取り外して乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる乳母車、傾斜させて乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等」

上記の例示において、「傾斜させて乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等→傾斜させて概ね生後 5 月以降の乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等」に修正。

(理由)

リクライニング角度で 10 度を超える傾斜を持たせたバウンサー等

○1 ページ後段

「SG 基準 (SG Standard)」を追記する必要性については、今後の検討に活用させていただきます。

○2 ページ (3) 乳幼児用ベッド

「傾斜させて概ね生後 5 月未満の乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等」を規制の対象とする解釈へ修正する御意見については、今後の検討に活用させていただきます。

は、欧米においては生後5か月未満の乳児の睡眠用としては認められていません。乳児が姿勢を変えて寝床面、あるいは、側面との隙間などで鼻をふさいだ場合、まだ、体を思うように動かすことができない乳児が窒息するリスクがあるからです。上記の書きぶりは、月齢を問わず傾斜型の椅子で睡眠用に使うことが認められるものがあるような誤解を与えます。

○9 ページ

(4) 次に掲げるものは、家庭において出生後36か月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から、ほかの安全性に係る規格等によって安全性を確認する方が適当であると考えることから、規制の対象とはしない。

(コメント)

ほかの安全性に係る規格等によって安全性を確認する方が適当であると考えることから、規制の対象とはしない。→ ほかの安全性に係る規格等によって安全性を確認する方が適当であると考えることから、現時点では規制の対象にせず、個別製品ごとのにリスクを調査して、規制対象に加えるかの検討を行う。

(理由)

これから個別に対応をしていかなければならない状況であるにも関わらず、すでに対応ができていくような誤解を与える恐れがある。

○3. 別表について

25 ページ 右の欄の8 「目視、触感及びスケール等により以下の項目を確認すること。組子間及び組子と支柱間の間隔は、85ミリメートル以下であること。支柱と飾り板、組子と飾り板又は組子と支柱間にスライドレールを有するものにあつては、組子又は支柱とスライドレール間の間隔が85ミリメートル以下であること。」

○9 ページ

御意見を踏まえて修正いたします。

○3. 別表について

今後の検討に活用させていただきます。

| | | |
|---|--|---|
| | <p>(コメント)</p> <p>85 ミリメートル以下という基準は、欧米では5か月を超える乳幼児が使用することを想定したものであり、誕生から5か月程度の乳児の場合はこれよりも2cm 程度狭い間隔とすることを求めています。</p> <p>この基準値は、ほかの製品にも波及することから、誕生から5か月までの乳児が使用する場合の基準値をどうするかは、今後の検討課題とする必要があると考えます。なお、SG 認証においては、2019 (平成 29) 年 11 月 15 日に出された「消費生活用製品安全法第2条第3項で規定する乳幼児用ベッドに関する周知について」の通達に基づき、85mm 以下の製品を認めてきています。</p> <p>(以上)</p> | |
| 5 | <p>1 「国が定める技術基準への適合」とあるが、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」の法第3条・別表第1の特定製品に13項目目として「基準」が追加されるのか？</p> <p>その場合、この技術基準の制定方法や、記載並びに公開時期はいつごろになるのか？</p> <p>2 「国が定める技術基準への適合」とあるが、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」の法第7条・別表第2の特定製品に13項目目として「型式」が追加されるのか？</p> <p>その場合、この技術基準の制定方法や、記載並びに公開時期はいつごろになるのか？</p> <p>3 「表示の方法」に関して、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」の法第22条・別表第5の特定製品に13項目目として「表示方法」が追加されるのか？</p> <p>その場合、この技術基準の制定方法や、記載並びに公開時期はいつごろになるのか？</p> | <p>1～3</p> <p>令和7年1月31日に「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」(以下「改正省令」という。)を公布し、技術基準省令別表第1、第2及び第5に「13. 乳幼児用玩具」を追加しています。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>4 「インターネット取引事業者としての特定製品の届出」は、法第6条に記述の様式第3を用いて、いつから届出が可能か？またいつまでに届出をしておかないとならないか？</p> <p>5 「歯固め」は「特別特定製品」に入るのか、「特別特定製品以外の特定製品」のどちらに入るのか？</p> <p>6 「歯固め」に用いる新P S Cマークの形状は、◇タイプ（特別特定製品）なのか、○タイプ（特別特定製品以外の特定製品）なのか？</p> <p>7 新P S Cマークの具体的なデザイン版の入手はどのように、いつから可能なのか？</p> | <p>4 御指摘の「インターネット取引事業者としての特定製品の届出」につきまして、「インターネット取引事業者」がどのような事業者を想定されているのかが不明ですが、特定輸入事業者が法第6条の規定により事業の届出を行うことに係る規定は改正省令に規定しており、現時点では、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号。以下「改正法」という。）が施行される令和7年12月25日より届出が可能となります。</p> <p>5・6 「歯固め」は、乳幼児用玩具に該当し、「特別特定製品以外の特定製品」であり、○子供P S Cマークの対象製品となります。</p> <p>7 令和7年1月31日に改正省令が公布され、技術基準省令別表第8，9に子供用特定製品に表示すべき新P S Cマーク（子供P S Cマーク）を規定しました。</p> |
| 6 | <p>規制の趣旨自体は賛成であるが、乳幼児用玩具についての技術基準として挙げられているものが、ISO, EN, ASTM 規格のみであり、日本の事業者が日本市場に玩具を供給するにあたって日本語で書かれた基準を参照することができないのは甚だ不都合であり、海外事業者を利し、国内事業者の優位性を著しく棄損するものであり反対する。</p> <p>少なくとも、国際規格に関しては JIS 規格として日本の状況を鑑みた基準として検討された規格を準備する必要がある。</p> <p>あるいは、長年にわたり玩具の安全に寄与してきた業界基準の ST マ</p> | <p>今後の検討に活用させていただきます。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 7 | <p>ークを反故にすることなく利用できるよう明示すべきである。</p> <p>消費生活用品安全法特定製品関係の運用及び解釈について別紙より</p> <p>1 特定製品（13）乳幼児用玩具5において「出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの」を規制の対象とする、とあるが、現状の書きぶりからすると例えば「キッチン用品、装飾用品、インテリア雑貨」においては食事に使用される乳幼児用の食器類も規制の対象と読み取られてしまうため、あくまで「出生後36月未満の乳幼児が玩具として使用することが意図されると認められるもの」と解釈がされるほうが正しいのではないかと考えます。こと乳幼児の食器類の場合、ENやASTMでも玩具ではなく別の規格基準が設けられているため区別をするほうがよいと考えます。</p> <p>5 表示の方式等（3）と技術上の基準10において、原則として製品本体の表面に「PS 子供マーク」「警告表示」「届出事業者名」の記載をすることとなっているが、「表面の見やすい箇所」また、「表示をすることが困難なもの」とは具体的にどのような場合を指すのかが明確でないと感じます。</p> <p>そして、使用者は表示や文字を認識することができないため、表示の確認者は保護者等の大人になりますが、欧州玩具指令でも製品本体への表示は明確に求められていないと思いますので、技術上の基準としてEN71-1を採用するのであれば、表示要件においても同様に容器包装への表示にとどめる、もしくは「PS 子供マーク」のみ製品本体への表示とし、その他については容器包装への表示とすることで確認をするべき保護者は購買時に確認ができることでよいのではないかと考えます。</p> <p>製品本体への表示については、乳幼児用玩具の特性上、シールを貼付する対応は誤飲の可能性があるので適切とは言えず、金型による</p> | <p>1 特定製品（13）乳幼児用玩具5及び5 表示の方式等（3）と技術上の基準10について、御意見を踏まえて修正いたします。</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|--|--|
| | <p>押し印、もしくはプリントでの表示になるものと考えますが、この場合、食品衛生法試験を再度実施することが必要になると考えますので、各事業者においても想定以上の費用負担の増加が見込まれてしまうこともあるため、容器包装への表示にとどめてもよいのではないかと考えます。</p> | |
| 8 | <p>解釈 2 頁 このうち規制の対象とするのは、脚、床板及び枠を有する構造のものであって、主として家庭において、出生後 2 4 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除くものとする。</p> <p>意見内容</p> <p>EC で検索するとすぐに出てくる、主な素材は樹脂の、折り畳めるベビーベッドは規制の対象でしょうか。例えば、Vinona や UBRAV00 の商品が挙げられます。</p> <p>タイヤが付いていますので、揺動型に区分され、規制の対処外でしょうか。</p> <p>該当箇所</p> <p>8 頁 イ 乳幼児用玩具とされる部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるものについては、乳幼児用玩具と認められる部分のみを規制の対象とする。</p> <p>意見内容</p> <p>具体的にどのような製品を想定されていますでしょうか</p> <p>該当箇所</p> <p>8 頁 出生後 3 6 月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後 3 6 月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うものは、規制の対象とする。</p> <p>意見内容</p> | <p>解釈 2 頁について</p> <p>個別の製品の規制の対象の該非については、個別の製品の構造、材質等を踏まえて検討し、対応させていただきます。なお、折りたたむことができるかどうか、又はタイヤがついているかどうかによって、規制の対象である乳幼児用ベッドに当たるかどうかが一概に定まるものではありません。</p> <p>解釈 8 頁について</p> <p>具体的な製品例については、今後 Q&A などでお示しすることを検討しており、現時点では、個別の具体的な製品の規制の対象の該非は必ずしも明確にお示しすることができません。</p> <p>解釈 8 頁について</p> <p>乳幼児用玩具として規制の対象製品となるかどうかは、対象年齢の表示がないこと、又は出生後三十六月以上の対象年齢を表示していることによって、一概に決まるものではありません。乳</p> |

| | |
|--|--|
| <p>例えば製品の対象年齢を明記していない場合は、乳幼児も使えると判断され、規制の対象となりますでしょうか。それともイ？ヌの製品は、出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計されることが想定されないものと断定しており、出生後36月未満の乳幼児も使える雰囲気表現しない限り、規制の対象外でしょうか</p> | <p>幼児用玩具であるかどうかは、製品の構造、材質、使用方法等を総合的に勘案し、判断します。</p> |
| <p>該当箇所 8頁 なお、乳幼児とは、一般的及び平均的な生育状況の乳幼児を指すものとする。 意見内容 この一文を記載している意図をお教えてください。</p> | <p>解釈8頁について 御意見を踏まえて修正いたします。</p> |
| <p>該当箇所 9頁4 その使用目的、構造等から、ほかの安全性に係る規格等によって安全性を確認する方が適当であると考えられることから、規制の対象とはしない。の「ロ 浮き輪」 意見内容 例えば、swimava社の製品 首リング、ボディリング の様な商品に対するほかの安全性に係る規格等とは何でしょうか、お教えてください。 現状、安全性に係る規格等が無い為、消安法の規制対象になると考えておりました。</p> | <p>解釈9頁について 必ずしもほかの安全性に係る規格等によって安全性を確認する方が適当であるといえない製品も含まれ得ることを踏まえ、この部分は修文いたします。</p> |
| <p>該当箇所 9頁4のト、チ を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児用玩具と認められるもの 意見内容 具体的にどの様な物でしょうか。あるいは、この記述は玩具部分の対</p> | <p>解釈9頁について 具体的な製品例については、今後 Q&A などでお示しすることを検討しており、現時点では、個別の具体的な製品の規制の対象の該非は必ずしも明確にお示しすることができません。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>象年齢を明記しなさい、という意味でしょうか。</p> <p>例えば、バスボールであればバスボール自体は何歳でも使えるが、玩具の使用対象年齢に制限があれば、その対象年齢を製品パッケージに記載する必要がある。と言う意味。</p> <p>該当箇所 10 頁 ト 物語の登場人物等になりきる</p> <p>意見内容 人だけと考えると良いでしょうか。物語に登場する動物や空想上の生き物は規制の対象でしょうか。例えば、干支の動物になりきるようなロンパースは、規制の対象でしょうか。</p> <p>該当箇所 10 頁 ホ キッチン用品</p> <p>意見内容 出生後36月未満の乳幼児が使うスプーンやお皿等の食事に使用する食器は、規制の対象外で間違いないでしょうか</p> <p>理由は、7頁冒頭に 規制の対象となるのは、主として家庭において、出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限るものとする。と、遊戯に使用することを目的と記載がある為です。</p> <p>該当箇所 10 頁 ト なお、当該部品を容易に取り外せるものは、規制の対象とする。</p> <p>意見内容 当該部品とは、鍵等を束ねるための部品でしょうか。容易に取り外せる場合は、その製品、つまり鍵等を束ねるための部品とフィギュアのような部品のいずれもが対象となる、との認識で間違いないでしょう</p> | <p>なお、入浴剤の中に規制の対象である乳幼児用玩具が含まれた状態で販売される製品については、当該乳幼児用玩具について、技術基準適合確認、対象年齢表示等の法令で規定の所要の対応をしていただく必要があります。</p> <p>解釈 10 頁について 物語の登場人物等になりきるとの記載は必ずしも趣旨が明らかでないことから、御意見も踏まえて修正いたします。</p> <p>解釈 10 頁について 御意見を踏まえて修正いたします。</p> <p>解釈 10 頁について 当該部品を容易に取り外せるものとの記載は必ずしも趣旨が明らかでないことから、御意見も踏まえて修正いたします。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>か。</p> <p>該当箇所 10 頁 2 検査の方式等 十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断し得るものである。</p> <p>意見内容 誰が判断できるのでしょうか。</p> <p>該当箇所 11 頁 1 例えば、乳幼児用玩具については、ISO TR 8124-8、CEN CR14379 又は ASTM F963 AnnexA1 に沿った対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づいていることとする。</p> <p>意見内容 ここに記載の方法の他に、対象年齢を設定する合理的な根拠と言える方法として、どのような方法を想定されていますでしょうか。</p> <p>該当箇所 12 頁 1 、例えば、対象年齢 1 歳？、2 歳未満の子供には与えないでください。などの文言で表示することができる。</p> <p>意見内容 製品に対象年齢の表示無し。製品の容器包装の表側にも対象年齢の表示無し。製品の容器包装の裏側、つまり陳列時には見えない場所に 2 歳未満の子供には与えないでください。と記載することは、対象年齢の表示と判断できるのでしょうか。</p> <p>該当箇所 技術上の基準 68 頁 9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。</p> <p>意見内容</p> | <p>解釈 10 頁について 特定製品の技術上の基準への適合性の判断は、当該特定製品の製造又は輸入の事業を行う届出事業者自身に御確認いただくものであり、届出事業者が十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断することができます。</p> <p>解釈 11 頁について 現時点では、こちらの記載の方法のほかに想定しているものとしてお示しできるものはありません。</p> <p>解釈 12 頁について 必ずしも陳列時には見えない場所であっても、製品の本体又は容器包装（困難な場合には附属する取扱説明書）に表示いただくことはできます。</p> <p>別表 68 頁について 基準適合となるためには、基準時間内に「着火して燃え広がらないこと」が必要となります。難燃加工をされていても必ずしも基</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>繊維製の製品は、難燃加工が必要なのでしょうか。例えば綿 100%のタオル地で作られたラトルやボールには加工が必要なのでしょうか。</p> | <p>準適合になるとは限らず、また、難燃加工をされていなくても基準不適合になると一概に決まるものではありません。</p> |
|---|--|